



水際で守る 日本の未来

報道発表

令和4年3月4日
門司税関

輸入差止点数が6年ぶりに5万点超え

(令和3年の門司税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況)

令和3年の門司税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

◆ 輸入差止点数が6年ぶりに5万点超え

輸入差止点数は55,149点で、前年から5,000点以上増加し、6年ぶりに50,000点を超えました。

◆ 中国からの輸入差止点数が6千点以上増加

仕出国(地域)別の輸入差止点数では、中国仕出しが44,476点で、前年から6,000点以上増加しました。

◆ 特許権侵害物品の輸入差止点数が4千点以上増加

知的財産別の輸入差止件数、点数ともに偽ブランド品などの商標権侵害物品が最多ですが、特に、特許権侵害物品の輸入差止点数は4,426点で、前年から4,000点以上増加しました。

◆ コンピュータ製品の輸入差止点数が4千点以上増加

品目別の輸入差止点数では、コンピュータ製品が4,241点で、前年から4,000点以上増加しました。

(注) 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、1件20点として計上しています。

【問い合わせ先】
門司税関 総務部 税関広報広聴室
TEL: 050-3530-8333

令和3年の門司税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)

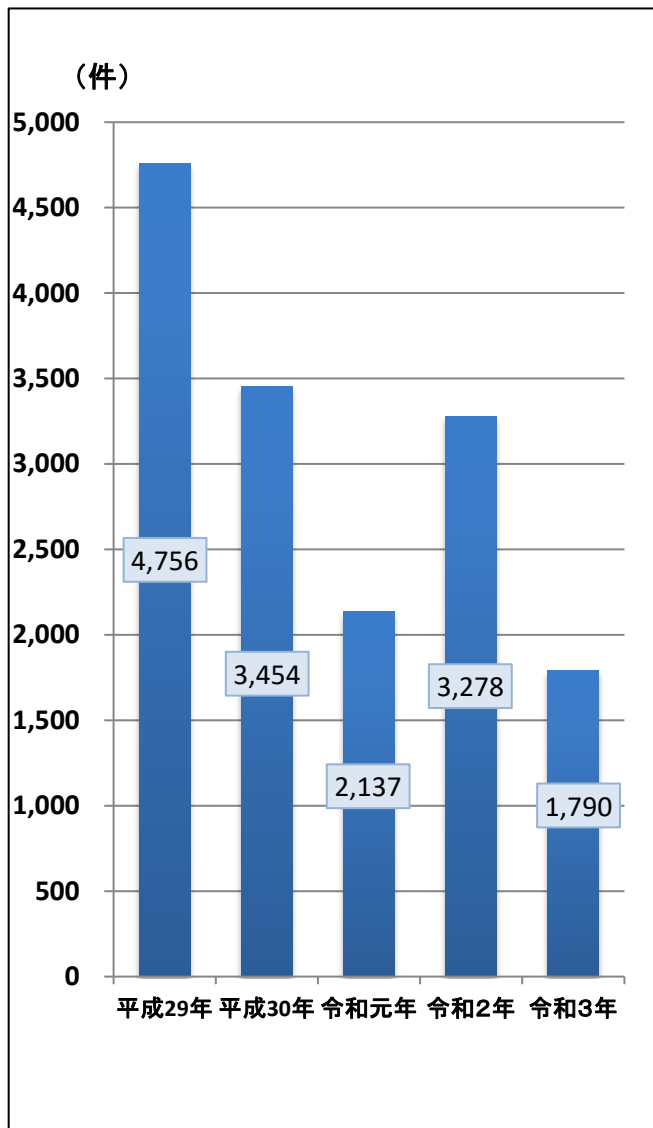
○ 輸入差止件数及び点数

- ◎ 輸入差止件数は、1,790件(前年比45.4%減)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、55,149点(前年比11.6%増)でした。

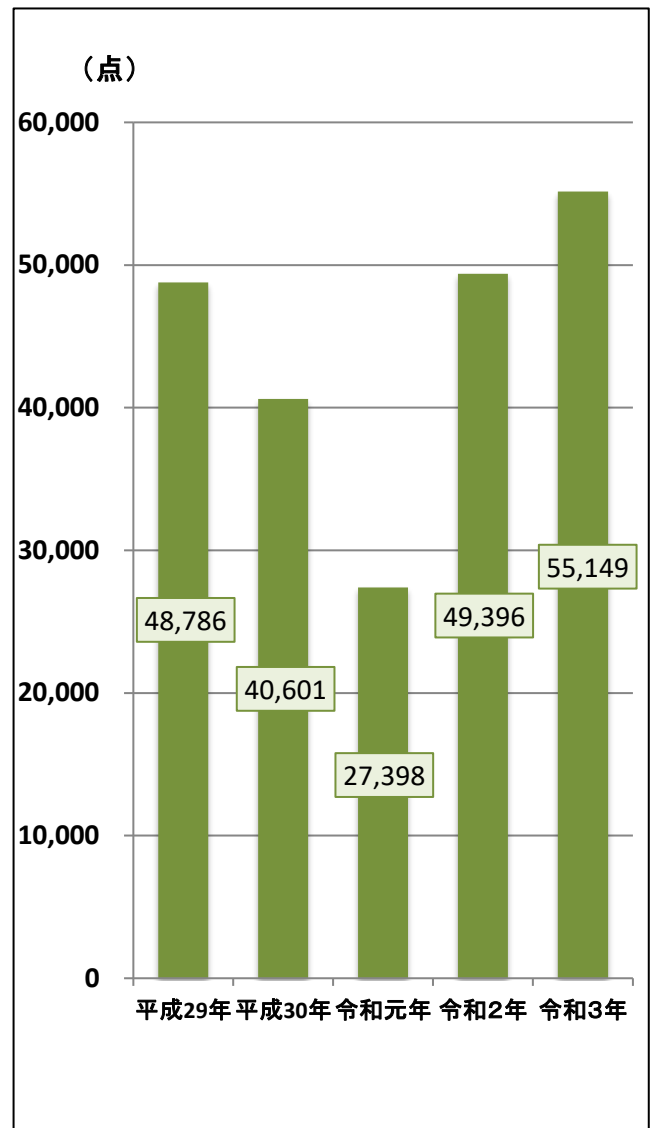
(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

(件数ベース)



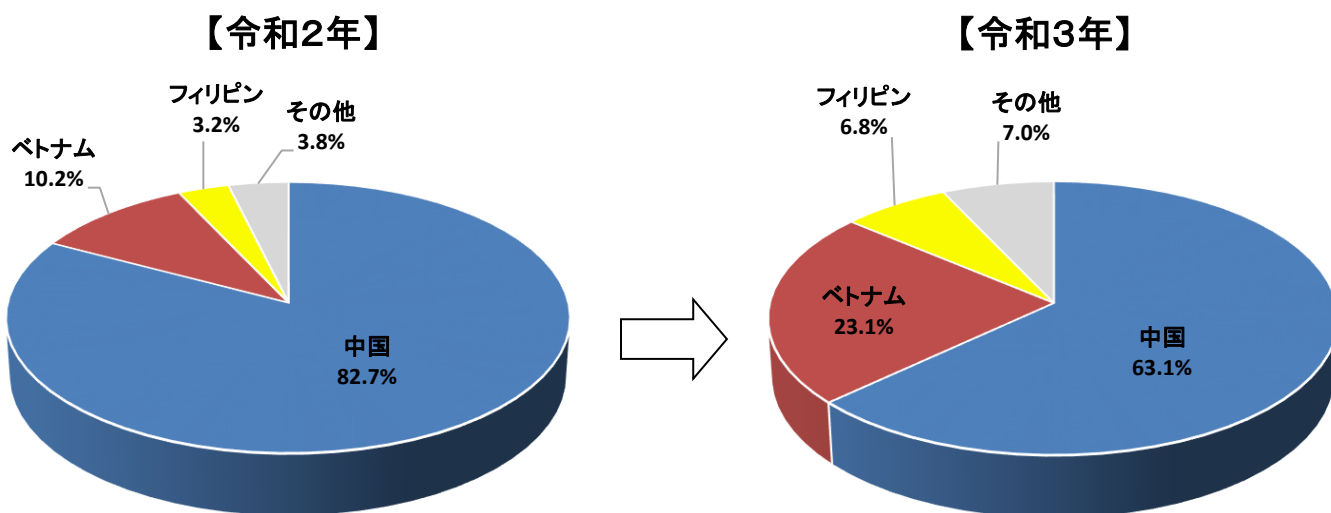
(点数ベース)



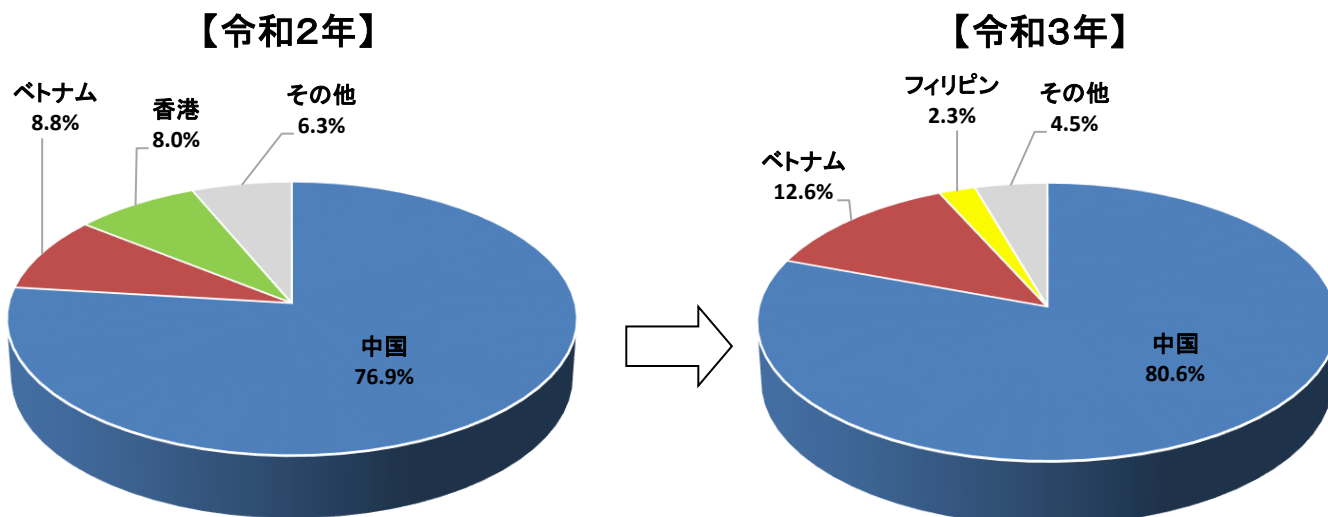
○ 仕出国(地域)別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが1,129件(構成比63.1%、前年比58.4%減)、ベトナムが413件(構成比23.1%、前年比23.3%増)、フィリピンが122件(構成比6.8%、前年比15.1%増)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが44,476点(構成比80.6%、前年比17.1%増)、ベトナムが6,948点(構成比12.6%、前年比59.3%増)、フィリピンが1,248点(構成比2.3%、前年比71.4%増)でした。

仕出国(地域)別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



仕出国(地域)別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)

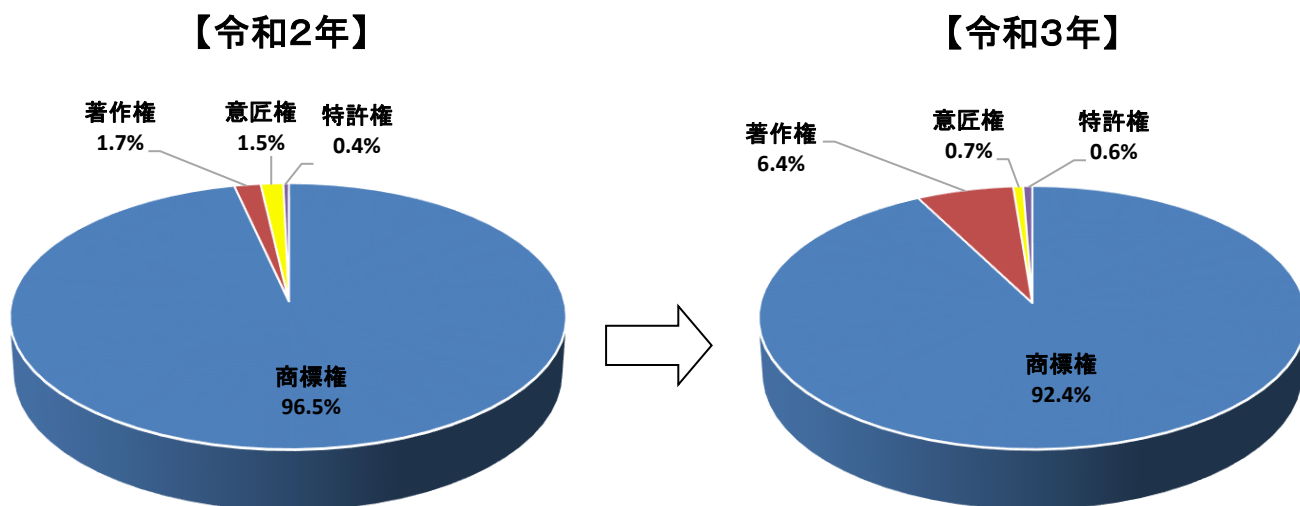


(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

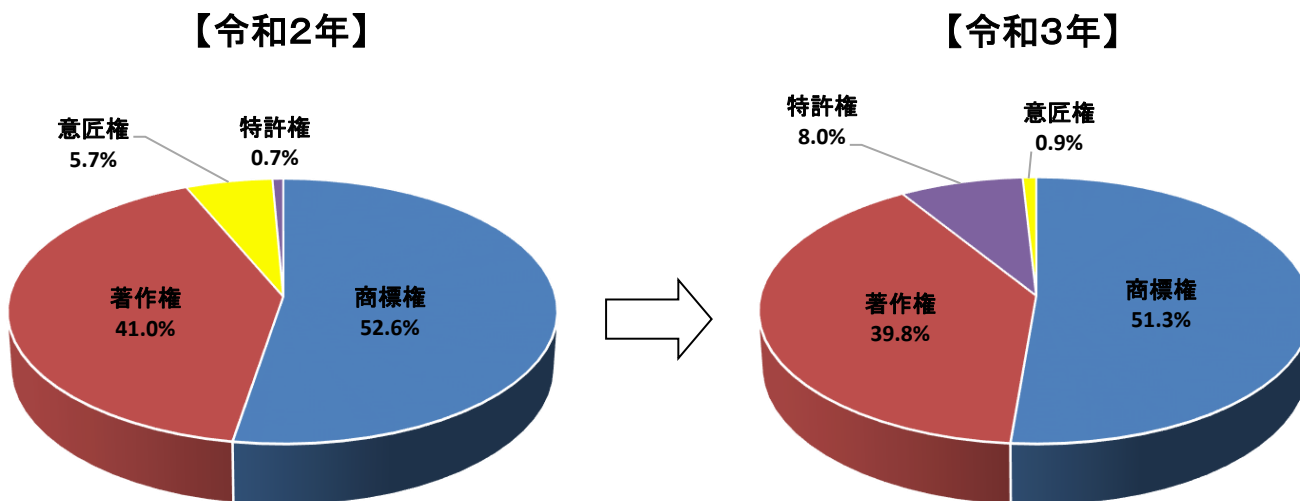
○ 知的財産別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が1,696件(構成比92.4%、前年比46.8%減)で、引き続き全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズなどの著作権侵害物品が117件(構成比6.4%、前年比2.1倍)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、商標権侵害物品が28,307点(構成比51.3%、前年比8.9%増)、で最多となっており、著作権侵害物品が21,933点(構成比39.8%、前年比8.3%増)、特許権侵害物品が4,426点(構成比8.0%、前年比12.7倍)でした。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



知的財産別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)

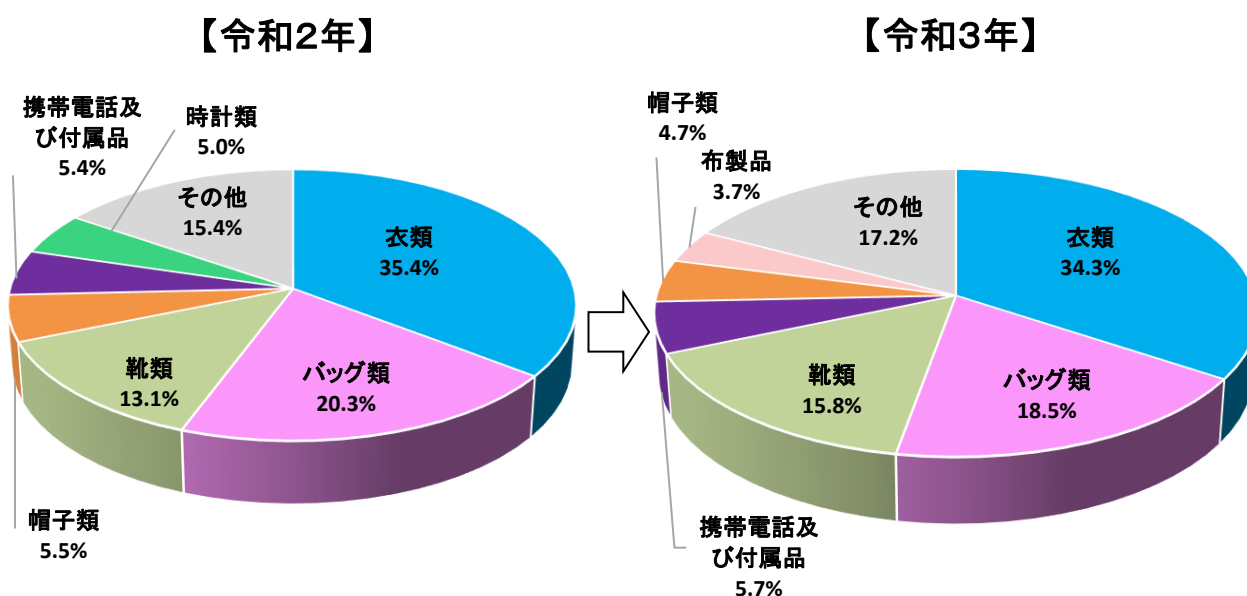


(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

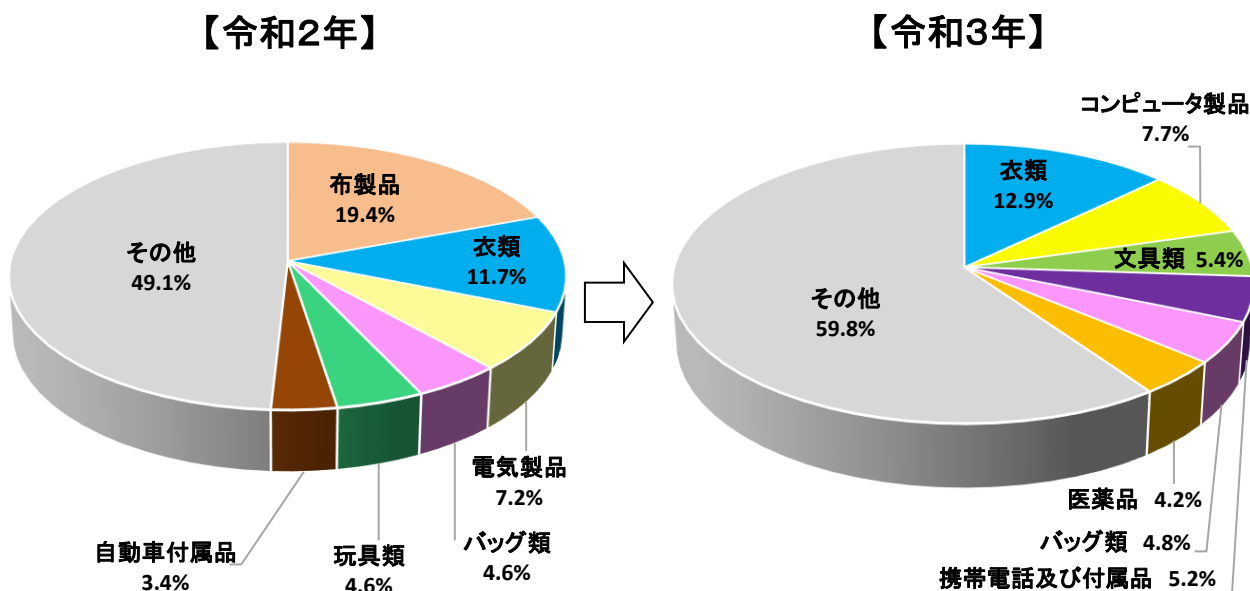
○ 品目別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、衣類が825件(構成比34.3%、前年比40.3%減)と最も多く、次いでバッグ類が446件(構成比18.5%、前年比43.6%減)、靴類が379件(構成比15.8%、前年比25.8%減)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、衣類が7,133点(構成比12.9%、前年比23.5%増)と最も多く、次いでコンピュータ製品が4,241点(構成比7.7%、前年比59.7倍)、文具類が2,986点(構成比5.4%、前年比20.6倍)でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



品目別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)

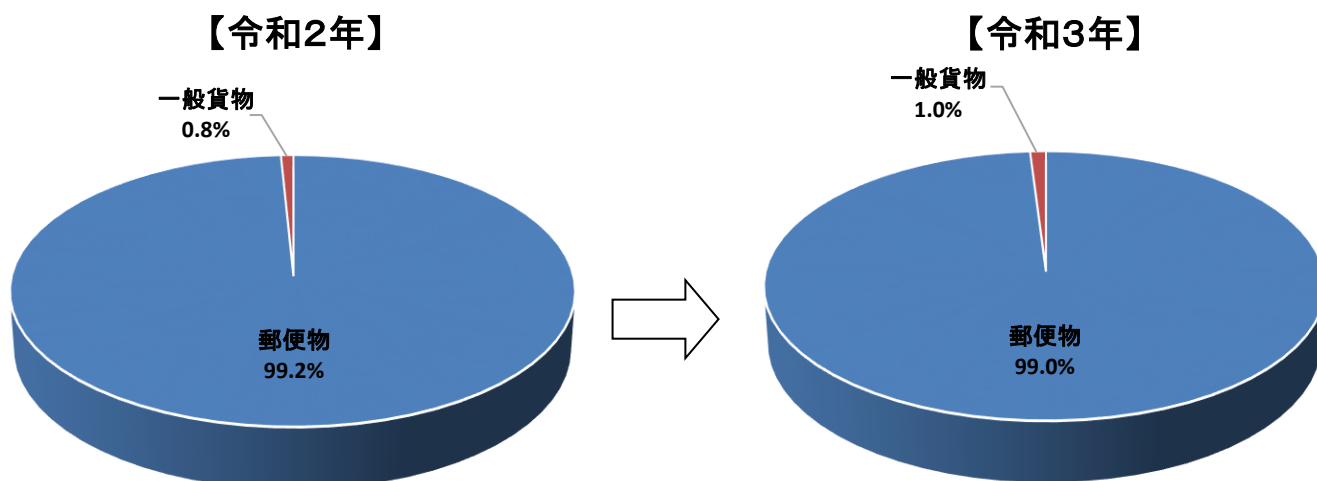


(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

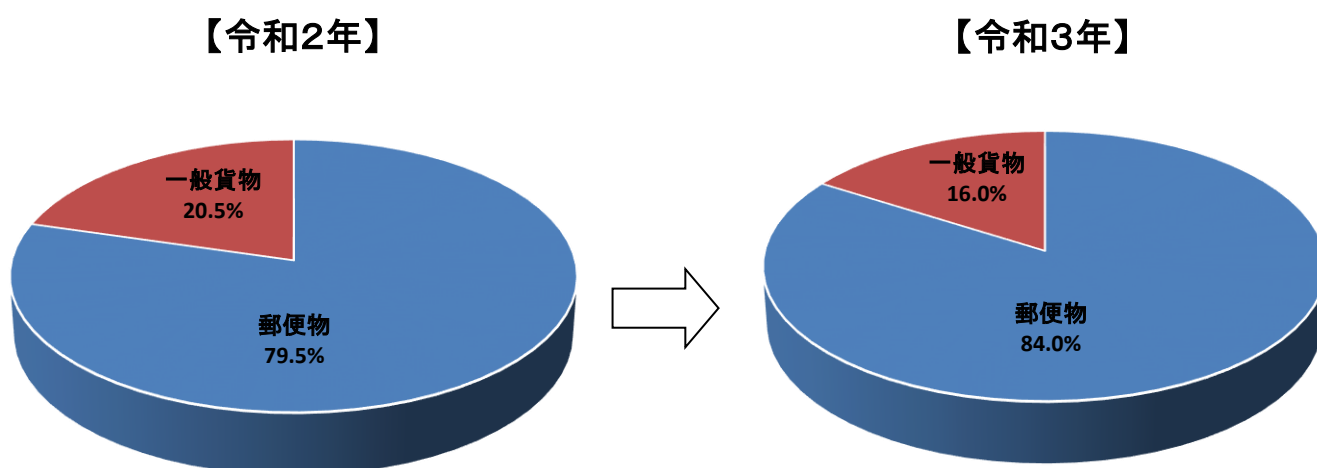
○ 輸送形態別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、郵便物が大半を占めており、郵便物が1,772件(構成比99.0%、前年比45.5%減)、一般貨物が18件(構成比1.0%、前年比30.8%減)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、郵便物が46,315点(構成比84.0%、前年比18.0%増)、一般貨物が8,834点(構成比16.0%、前年比12.8%減)でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)



(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績:門司税関

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
中国	4,667	3,172	1,662	2,712	1,129	41.6%	63.1%
	47,035	28,831	22,229	37,975	44,476	117.1%	80.6%
ベトナム	11	65	154	335	413	123.3%	23.1%
	729	564	1,216	4,362	6,948	159.3%	12.6%
フィリピン	18	67	101	106	122	115.1%	6.8%
	116	1,276	537	728	1,248	171.4%	2.3%
カンボジア	1	4	42	15	27	180.0%	1.5%
	8	14	164	79	368	465.8%	0.7%
韓国	35	86	104	36	24	66.7%	1.3%
	667	8,373	773	647	1,077	166.5%	2.0%
タイ	3	13	21	5	16	320.0%	0.9%
	54	58	139	115	212	184.3%	0.4%
台湾	2	3	3	11	15	136.4%	0.8%
	14	11	10	78	144	184.6%	0.3%
香港	13	11	5	9	13	144.4%	0.7%
	88	93	13	3,928	312	7.9%	0.6%
インドネシア	3	10	6	16	8	50.0%	0.4%
	35	228	48	113	41	36.3%	0.1%
シンガポール	3	2	5	21	7	33.3%	0.4%
	40	28	98	1,293	216	16.7%	0.4%
その他	0	21	34	12	16	133.3%	0.9%
	0	1,125	2,171	78	107	137.2%	0.2%
合計	4,756	3,454	2,137	3,278	1,790	54.6%	100.0%
	48,786	40,601	27,398	49,396	55,149	111.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績:門司税関

						上段: 件数	下段: 点数
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
特許権	0	0	28	12	11	91.7%	0.6%
	0	0	232	348	4,426	1,271.8%	8.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	15	27	34	48	12	25.0%	0.7%
	14,250	3,152	521	2,804	483	17.2%	0.9%
商標権	4,718	3,373	2,039	3,189	1,696	53.2%	92.4%
	31,387	28,435	20,956	25,999	28,307	108.9%	51.3%
著作権	33	68	50	56	117	208.9%	6.4%
	3,149	9,014	5,687	20,245	21,933	108.3%	39.8%
著作隣接権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
育成者権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
不正競争防止法 違反物品	0	0	1	0	0	-	-
	0	0	2	0	0	-	-
合計	4,756	3,454	2,137	3,278	1,790	54.6%	100.0%
	48,786	40,601	27,398	49,396	55,149	111.6%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績(件数):門司税関

品目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
衣類	1,987	1,133	671	1,382	825	59.7%	34.3%
バッグ類	1,245	741	699	791	446	56.4%	18.5%
靴類	635	659	279	511	379	74.2%	15.8%
携帯電話及び付属品	269	310	132	210	138	65.7%	5.7%
帽子類	168	150	85	215	114	53.0%	4.7%
布製品	104	101	41	55	89	161.8%	3.7%
身辺細貨類	64	66	35	58	78	134.5%	3.2%
時計類	130	144	94	194	56	28.9%	2.3%
キーホルダー類	70	36	45	20	41	205.0%	1.7%
ベルト類	70	66	49	113	33	29.2%	1.4%
上記以外の品目	354	375	293	355	207	58.3%	8.6%
合計	4,756	3,454	2,137	3,278	1,790	54.6%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(点数):門司税関

品目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
衣類	6,391	5,051	3,532	5,774	7,133	123.5%	12.9%
コンピュータ製品	3,748	2,708	311	71	4,241	5,973.2%	7.7%
文具類	0	635	431	145	2,986	2,059.3%	5.4%
携帯電話及び付属品	3,904	1,856	1,175	1,563	2,849	182.3%	5.2%
バッグ類	3,938	1,805	1,900	2,267	2,640	116.5%	4.8%
医薬品	1,435	2,499	1,551	637	2,303	361.5%	4.2%
家庭用雑貨	3,904	546	1,226	1,115	1,999	179.3%	3.6%
身辺細貨類	357	6,339	2,082	413	1,910	462.5%	3.5%
布製品	947	1,603	268	9,577	1,590	16.6%	2.9%
化粧品	127	74	20	721	1,466	203.3%	2.7%
上記以外の品目	24,035	17,485	14,902	27,113	26,032	96.0%	47.2%
合計	48,786	40,601	27,398	49,396	55,149	111.6%	100.0%

(注1) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 輸送形態別輸入差止実績:門司税関

上段:件数

下段:点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
郵便物	4,731	3,431	2,116	3,252	1,772	54.5%	99.0%
	29,311	32,362	22,401	39,262	46,315	118.0%	84.0%
一般貨物	25	23	21	26	18	69.2%	1.0%
	19,475	8,239	4,997	10,134	8,834	87.2%	16.0%
合計	4,756	3,454	2,137	3,278	1,790	54.6%	100.0%
	48,786	40,601	27,398	49,396	55,149	111.6%	100.0%

(注1) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考) 門司税関で差し止めた知的財産侵害物品の例

■ ゴルフボール (商標権)



■ 医薬品 (商標権)



■ バッグ (商標権)



■ マスク (商標権)



■ 携帯電話用グリップスタンド (特許権)



■ ラベル用テープカセット (特許権)



■ 衣類 (著作権)



■ 魔法瓶 (意匠権)





ニセモノだけど 買っちゃった



それ、ホントに大丈夫？

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、
税関により没収され、日本への持ち込みができません

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



買う人は、
失う人。
No!
模倣品
海賊版

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



税関
Japan Customs